

横瀬町ホームページの有料広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るとともに、町の財源を確保するため、町が管理するホームページ（以下「町ホームページ」という。）に民間企業等の有料広告（以下「広告」という。）を掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び掲載位置)

第2条 広告の種類は、バナー広告（ホームページ上に掲載する広告で、当該広告の画像を選択することにより、当該広告を掲載しているものがインターネット上に公開している他の文書等の画像に切り替わるものをいう。）とする。

2 広告の掲載位置は、町ホームページのトップページで町長が指定する位置とする。

(広告の枠数、規格、掲載料等)

第3条 広告の枠数は、掲載するページのデザイン等を考慮してその都度町長が決定するものとし、広告の規格及び掲載料は、別表第1のとおりとする。

(掲載できる広告の範囲)

第4条 掲載することのできる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 町の品位、公共性及び公益性を損なうおそれがあるもの
- (2) 法令に違反し、又は違反するおそれがあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 人権侵害、差別及び名誉毀損となるもの又はそのおそれがあるもの
- (5) 政治性、宗教性又は選挙活動に係るもの
- (6) 個人及び法人の意見広告と名刺広告
- (7) 求人広告を主たる内容とするもの
- (8) 社会問題についての主義主張及び係争中の声明文
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第112号。以下「風営法」という。）第2条に規定する風俗営業に関するもの
- (10) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号。以下「貸金業法」という。）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (11) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (12) 他人をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (13) 暴力及び犯罪を肯定し、又は助長するようなおそれのあるもの

- (14) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
 - (15) 虚偽、誇大表示、不当表示又はまぎらわしい表現等により消費者に誤解又は不利益を与えるおそれのあるもの
 - (16) 町又は国等が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
 - (17) 町の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - (18) 前各号に掲げるもののほか、広告として町長が適当でないと認めるもの
- 2 前項の規定は、広告のリンク先の文書等（広告の画像を選択することによって切り替わるインターネット上に公開されている他の文書等をいう。）の内容についても適用する。

（規制業種及び事業者）

第5条 次の各号のいずれかに該当する業種及び事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 風営法第2条に掲げる営業に該当するもの又はこれに類するもの
- (2) 貸金業法に規定する貸金業
- (3) ギャンブルに関する業種
- (4) 投機的商品に関する業種
- (5) 法律に定めのない医療類似行為を行う業種
- (6) 私的な秘密事項の調査に関する業種
- (7) 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者
- (8) 各種法令に違反している事業者
- (9) 行政機関から行政処分又は行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (10) 税金を滞納している事業者
- (11) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種又は事業者
- (12) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生の手続中の事業者

（広告原稿の作成）

第6条 広告の原稿は、広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）の責任と負担により作成するものとする。

（広告の掲載期間）

第7条 広告の掲載期間は、1月を単位に12月以内とする。

（広告掲載希望者の募集）

第8条 広告掲載希望者の募集は、公募とし、町ホームページ及び町の広報紙に掲載して行うものとする。

2 前項の募集は、広告枠を新たに設置したとき、又は広告枠に空きが生じたときに行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第9条 広告掲載希望者は、募集期間内に、横瀬町ホームページ有料広告掲載申込書(様式第1号)に必要な書類を添えて町長に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第10条 町長は、前条の規定による申込みがあったときは、申込書の内容等を審査の上可否を決定し、横瀬町ホームページ有料広告掲載決定通知書(様式第2号)又は横瀬町ホームページ有料広告不掲載決定通知書(様式第3号)により広告掲載希望者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第11条 前条の規定により広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、町長が指定する期日までに、町指定の納入通知書により広告掲載料を一括して前納するものとする。

(広告主の責務)

第12条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告内容の変更)

第13条 町長は、広告の内容が法令等に違反するおそれがあるときその他適当でないと認めるときは、広告主に対し、広告の内容の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第14条 町長は、広告主が次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿を提出しないとき。
- (3) 前条の規定による広告の内容の変更を行わないとき。
- (4) この要綱に違反する内容の広告を掲載したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が広告掲載を行うことが不適當であると認めるとき。

(広告掲載の取りやめ)

第15条 広告主は、自らの都合により広告掲載を取りやめるときは、書面により町長に申し出なければならない。

(広告掲載料の還付等)

第16条 既に納めた広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰することのできない理由により広告の掲載を取り消したときその他やむを得ない理由があると認められるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(広告掲載期間の延長)

第17条 町長は、広告掲載期間内に、町の都合で町ホームページを一時的に閉鎖したときは、閉鎖日数に応じて別表第2に定める期間において、掲載期間を延長するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

規格（1枠につき）	掲載料（1枠1月につき）
大きさ 縦50ピクセル×横150ピクセル データ容量 5KB以内 形式 GIF、JPEG、PNG	8,000円

別表第2（第17条関係）

閉鎖した時間	延長する期間
連続して3時間以上24時間以内	1日
連続して24時間を超え48時間以内	2日
連続して48時間を超え72時間以内	3日
連続して72時間を超え96時間以内	4日
連続して96時間を超えたとき。	閉鎖した時間を24で除して得た数 (1に満たない数は、切り捨てる。)に 1を加算して得た日数

様式第1号（第9条関係）

横瀬町ホームページ有料広告掲載申込書

年 月 日

横瀬町長 様

申込者

住所(所在地)

法人(団体)名

代表者 職・氏名

④

電話番号

FAX番号

e-mail

担当者氏名

横瀬町ホームページの有料広告掲載に関する要綱第9条の規定により、次のとおり申し込みます。

1 広告掲載希望期間	年 月 日～ 年 月 日 (か月)
2 広告内容	(リンク先アドレス)
3 掲載希望枠	枠 (※1枠の大きさ：天地50ピクセル、左右150ピクセル)
4 業種	
5 広告掲載料の支払	広告掲載が決定されたときは、広告掲載料として 円を指定された日までに支払います。
6 バナー広告の原稿 及びデザイン案	<input type="checkbox"/> FD <input type="checkbox"/> MO <input type="checkbox"/> CD <input type="checkbox"/> その他 ()
7 同意事項	申込みに当たり、当社（団体）の横瀬町分の町税納税調査に同意します。

<注意事項>

- 1 広告の掲載位置は、町が指定する場所になります。
- 2 申込者が町外の場合は、納税証明書(前年度分)を添付してください。
- 3 記載欄に記入ができない場合は、別紙等で説明してください。
- 4 その他、町の担当者から提出の依頼があった書類を添付してください。

様式第2号（第10条関係）

横瀬町ホームページ有料広告掲載決定通知書

第 号
年 月 日

様

横瀬町長

年 月 日付けで申込みをいただきましたホームページ有料
広告の掲載につきましては、下記のとおり掲載することを決定したので通知します。

記

1 広告掲載の期間	年 月 日～ 年 月 日
2 広告の内容	
3 広告の枠数	
4 広告掲載料	円
5 納期限	年 月 日
6 掲載の条件	
7 その他	

<注意事項>

- 1 広告掲載料は、所定の納付書により、指定された納付場所で納付してください。
- 2 広告掲載までの事務手続については、町の担当者の指示に従ってください。

様式第3号（第10条関係）

横瀬町ホームページ有料広告不掲載決定通知書

第 号
年 月 日

様

横瀬町長

年 月 日付けで申込みをいただきましたホームページ有料
広告の掲載につきましては、下記の理由により掲載しないことに決定したので通知
します。

記

1 広告の内容	
2 不掲載の理由	